

公益社団法人長野県私学教育協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人長野県私学教育協会（以下、本会という）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

(目的)

第3条 本会は、長野県内における私立学校等の経営及び教育に対する援助、私立学校を設置している法人における退職金の支給の円滑化を図り、もって私立学校の振興及び地域における教育・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 長野県内の私立学校の経営基盤の強化及び改善に関する貸付事業
- (2) 長野県内に設置された私立学校の教職員の退職手当支給に必要な資金給付に関する事業（以下「退職資金給付事業」という。）
- (3) 本会の正会員である私学振興団体の業務運営全般に対する支援事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員
 - ① 長野県内に短期大学、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、幼稚園から移行した認定こども園、学校法人が運営する保育所、専修学校又は各種学校を設置している法人又は個人で、本会の目的に賛同して入会したもの。
 - ② 長野県内の私学振興団体で、本会の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 賛助会員 本会の事業を後援する者で、理事会の推薦に基づき総会で推举されたもの。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理由を付した退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合には、社員総会において、すべての正会員の議決権の三分の二以上に当たる多数の議決をもって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費の納入が継続してなかったとき
- (2) すべての正会員が同意したとき
- (3) 会員たる法人が解散したとき
- (4) 会員たる個人が死亡したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 本会の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 残余財産の処分
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 法令又は定款で定められたもののほか、本会の運営に必要な事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

3 臨時社員総会は、理事が必要と認めた場合又はすべての正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して社員総会の招集を請求された場合に、理事長が招集する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が社員総会を招集する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、代理人によって議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、すべての正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があつたものとみなす。

2 理事がすべての正会員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、すべての正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち議長の指名する2名以上のものは、前項の議事録に署名押印のうえ、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第4章 役員等

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上12名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事会の決議によって理事長を定める。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 理事会の決議によって副理事長1名を定める。
- 5 本会に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任される。

- 2 監事は、本会の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 2 副理事長は理事長を補佐する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、理事の過半数をもって業務執行を決定する。
 - 4 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、本会の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業及び会計の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。
- 2 監事を解任する場合は、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。
 - 3 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することが

できる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める額の範囲内で、社員総会において別に定める支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員等が職務を行うために通常要する費用については、支給することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

(役員等の責任の一部免除)

第30条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定された役員等の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第31条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職
 - (4) 副理事長の選定及び解職
 - (5) 法令又は定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 役員等の責任の一部免除

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げるいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合又は前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は前条第3項第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事がすべての理事及び監事に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、そ

の事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名押印し、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第41条 公益目的事業を行うために不可欠なものとして、理事会で決議した財産を、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会の承認及び社員総会においてすべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議による承認を受けなければならない。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿

- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剩余金の分配の禁止)

第45条 本会は剩余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 本定款は、社員総会において、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、法令に定められた事由により解散するほか、社員総会において、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本会の目的に類する事業資金として、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補 則

第51条 本定款に定めのあるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
(設立登記の日 平成 25 年 4 月 1 日)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の理事及び監事は、次のとおりである。

理事長 宮川義典
副理事長 成田守夫
理事 高松信英
理事 山崎隆晴
理事 住吉廣行
理事 猪熊啓司
理事 水野一成
理事 大森けい子
理事 小林勝彦
監事 西澤善明
監事 窪田英一
監事 塚田知信

附 則

この改正規定は、平成 28 年度定時社員総会で議決のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 28 年 6 月 30 日定時社員総会議決)

附 則

この改正規定は、令和 4 年 6 月 29 日から施行する。(令和 4 年 6 月 29 日定時社員総会議決)